

構成員提出資料

- ・ 立岡構成員 . . . 1
- ・ 知久構成員 . . . 4

論点① 本資料において提示している「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」それぞれの機能案について、どのように考えるか。欠けている観点はないか。

まず、断らない相談支援を実施することについては大賛成。そのうえで意見を述べさせていただきます。

1. 基本的に地域包括支援センターも障害者相談支援事業所も本人・世帯の属性だけで、相談をまったく受けず（聞かず）、シャットアウトしている事業所のほうが少ない様に感じています。当然、専門外のため、他機関に紹介をかけるわけですが、単純にその他機関と連携がうまくできているセンター（事業所）と、うまくできていないセンター（事業所）があるため、この連携をスムーズにいかせるために、何等かの仕掛けを地域事情にあわせ検討する必要はあると思います。

ただ、そのまえに、多機関連携がスムーズに出来ている（すでにやっている）ところもあるわけで、「この様に、多機関が連携協力しあって、ひとりの人をみんなで支えている取り組みは素晴らしい取り組みであり、国の施策がやっと我々の取り組みに追いついてきましたね」と見える化し、評価することが何より重要だと思います。「断らない相談支援」「参加支援」「地域コミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を実現するには、それぞれの各現場の支援員の一人ひとりのモチベーションを高めていける要素（インセンティブ）が必要だと感じます。

2. 「断らない相談支援」を実施するにあたり、最終的な成果と範囲を明確にしてほしいと思います。

「断らない支援」「関わり続ける支援」の理念は素晴らしいです。しかしながら、困難なケースと対峙したとき、当事者と信頼関係を構築できずに関わり続けることが難しい場合もあります。また、信頼関係を構築できたとしても、いつまで、どこまで関わり続けるのかの見通しがたらず、結果的に支援員が疲弊し、バーンアウトしてしまうこともあるかもしれません。「断らない相談支援」について、“最低限ここまではやる”という実施範囲、それにともなう責任の範囲、そして最終的に何を以って評価し、成果となるのかも明確にする必要があるのではないかと思います。

3. 2にも通じますが、「断らない相談支援」を実施するにあたり、年々相談件数が増加傾向（当法人が困窮窓口を受託している自治体）にあるなか、支援員の負担が現実的には大きくなります。

特に“つながりつづける伴走支援”を実施するということは、これまで終結にしてきた相談案件においても、対応しつづける案件が一定でると思いますし、支援員1人当たりの相談対応件数は、年々増加していくことも予想されます。現在、自治体の人口によって国からの補助上限額が決まっているなか、相談件数と対応件数と支援員の負担だけは増え、残業手当を

支給しながらの対応も働き方改革の規制にて限度があるなか、大幅に予算を増やし、人員をかなり増員配置しなければ、現実的にどこまで対応できるかは不透明です。そのための多機関連携だとは思いますが、中核となる相談支援機関（※困窮窓口になるのか、その他の窓口になるのかはわかりませんが）の負担は相当なものだと思います。

故に、「断らない相談支援」を実施するには、手厚い財政支援がこれだけで必要であり、現在示されている財源スキームでは補助金を自治体の裁量で濃淡つけて配分していくというものでは難しい気がしています。

4. 相談者にとって、「断られた」と感じるのはどういう場合なのかということも当事者の声をベースに検討をする必要があるのではないかと思います。

5. 『「断らない相談支援」とはこういうこと』という住民にわかりやすい言葉で、明確にしてもらいたいと思います。例えば良いかはわかりませんが、現段階においても、困窮窓口の相談件数等が自治体ごとにばらつきがあるなか、市町村内に最低1ヶ所の「断らない相談支援」の場を設置されたところで、広報の問題もあろうかと思いますが、何より住民から気軽に相談をしてもらえ、住民に浸透していく場にしなければなりません。故に、住民にとってわかりやすい言葉で、「断らない相談支援とはこういうこと」ということを明確にできればと思います。

6. 断らない相談を実施するには、自治体間の移管（困窮窓口のケース移管）の仕組みを検討してもらいたいです。具体的な例として、M県に在住するも、諸々の理由から遠方のO県で住み込み就労し、順調に仕事をするも、リストラにあい、仕事と住まいを同時になくしてしまった当事者が、O県の困窮窓口に、「生まれ育ったM県に帰り、就労したい」という希望で相談をしたとき、当然、O県の困窮窓口は断らず、様々な解決策を当事者に提示はしますが、本人の納得の有無は別としても時間がかかる場合が多いです。この様な場合、地域生活定着支援センター事業の様に、O県の困窮窓口の支援員とM県の困窮窓口の支援員が連携をし、アセスメント等はO県の支援員が実施し、M県の支援員がスカイプ面談等を実施し、本人の意向とO県の支援員のアセスメント等をふまえ、個別支援計画等を作成し、そのうえで、新たな財源として移送費をつけ、O県からM県へケース移管するという様な仕組み等ができると、断らない相談をより発展させたかたちで望ましいものと考えます。

論点②本資料において提示している新たな事業に対する財政支援案について、どのように考えるか。

正直なところ、人口規模が大きな自治体ほど混乱するだろうと思います。小さい自治体は顔が見える関係で勤務をしているでしょうから、大きな自治体よりは調整が容易だと思いますので、提示のとおりでも問題ない

気がします。

むしろ、大きな自治体（都道府県、政令・中核市）は、属性や世代を問わない相談をした場合、また多機関連携強化を実施した場合に加算するというかたちで対応する方が現実的な気がします。

例えば、加算の条件として、高齢分野の相談員が障害や子どもや困窮分野のセンターで月に最低数日は研修しながら相談にのるという様な、OJTで学ぶ様な仕組みをつくれれば、断らない相談と多機関連携は数年のうちに構築され、結果的にはP12の図のかたちになるのではないかと思います。

論点③

新たな事業を実施する市町村において、包括的支援体制の構築を進める中で、法定事業と密接な関係を有する支援体制の確保を求めることについて、どのように考えるか。

正直なところ、よくわかりません。ただ地域やコミュニティにおけるケアや支え合う関係性の育成支援において、地域（町内会・自治会）が本事業の取り組みをすすめると、本当は「我がこと丸ごと」なので、結果的に自分にかえってくることなのだけれども、少なくともこの事業が醸成し、浸透するまでの最初の間は、地域が取り組むインセンティブが発生する仕組みが必要な気がします。

以上

論点1 断らない相談支援について

- 案では、「新たな事業」の内容として、市町村内に最低1カ所の「断らない相談支援」を行う場を明示することを条件としている。住民の視点から見た相談しやすさの観点から明示することは理解できるが、市町村では解決しがたい相談まで持ち込まれるなどの懸念も想定されることに留意し、市町村の実情にあった体制を構築できるようにすべきである。

論点2 新たな事業に対する財政支援案について

- 案では、「新たな事業」の財源は、高齢・障害・子ども・生活困窮の既存各制度の財源からの拠出が想定されているが、現行のモデル事業と同様、各制度から拠出される財源とは別の財源も確保したものとすべきであると考ええる。